

## 静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第269条—第275条）」を  
「第4節 運営に関する  
第14章 雑則（第276条）  
基準（第269条—第275条）  
に改める。  
」

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第31条に次の1項を加える。

- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等

の必要な措置を講じなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第46条中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第56条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条中「第31条」を「第31条の2」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に、「第32条」を「第32条第2項」に改める。

第62条中「第31条」を「第31条の2」に、「、第37条（第5項及び第6項を除く。）、第38条から第40条まで」を「から第40条まで（第37条第5項及び第6項を除く。）」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に、「第19条中」を「第19条第1項中」に、「第32条」を「第32条第2項」に改める。

第76条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第78条中「第8条中」を「第8条第1項中」に改める。

第84条第5号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第86条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第88条中「第8条中」を「第8条第1項中」に改める。

第94条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号の規定による居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第94条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行

う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第95条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第97条中「第8条中」を「第8条第1項中」に改める。

第106条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第107条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第109条に次の1項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第110条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第110条の2を第110条の3とし、第110条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第110条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第112条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に、「「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第33条」を「同項、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号」に改める。

第114条中「第26条、第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に、「第33条に」を「第33条第1項に」に、「及び第33条」を「、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号」に、「及び第107条第3項」を「、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号」に改める。

第134条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「第38条」を「第39条の2」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第106条」と、「」の次に「同項、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「第19条中」を「第19条第1項中」に改め、「、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第142条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第143条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため

の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第145条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第147条第1項第1号から第5号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれ」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（第150条において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第150条第1項第2号ア中「第109条」を「第109条第1項」に改め、同号イ中「第109条」を「第109条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第163条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第167条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「(第38条第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号」を加える。

第170条第1項第2号ア中「第109条」を「第109条第1項」に改め、同号イ中「第109条」を

「第109条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア（イ）中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア（ウ）後段を削る。

第177条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第178条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第178条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第180条の3中「、第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「(第38条第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第33条第1項中」に、「「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」を「同項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号」を加える。

第182条第1項第1号から第4号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改める。

第187条中「、第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「、第37条（第5項及び第6項を除く。）、第38条から第40条まで」を「から第40条まで（第37条第5項及び第6項並びに第38条第2項を除く。）」に、「第19条中」を「第19条第1項中」に、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号」を加える。

第200条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第203条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「(第38条第2項を除

く。)」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第151条中」を「第143条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第151条第1項中」に改める。

第212条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第213条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第213条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第225条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第231条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第232条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第232条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第236条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第39条」を

加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」との次に「、第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と」を加える。

第244条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第247条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第39条」を、「第33条中」を「第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第33条第1項中」に改め、「指定特定施設の従業者」との次に「、第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第256条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第259条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第260条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第262条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第256条」と、の次に「同項、第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「第19条中」を「第19条第1項中」に、「第107条第2項」を「第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福

社用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第264条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「、第37条（第5項及び第6項を除く。）、第38条から第40条まで」を「から第40条まで（第37条第5項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第256条」と、の次に「同項、第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「第19条中」を「第19条第1項中」に、「第107条第2項」を「第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第275条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第256条」と、の次に「同項、第31条の2第2項、第32条第3項第1号及び第3号並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「第32条中」を「第32条第1項中」に、「第107条第2項」を「第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第14章 雑則

(電磁的記録等)

第276条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条及び前条において準用する場合を含む。）及び第223条第1項（第247条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によ

って認識することができない方法をいう。) によることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新居宅サービス等基準条例」という。)第3条第3項及び第39条の2(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条(第180条において準用する場合を含む。)、第180条の3、第187条、第203条(第215条において準用する場合を含む。)、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準条例第29条(第41条の3及び第46条において準用する場合を含む。)、第56条(第62条において準用する場合を含む。)、第76条、第86条、第95条、第106条(第114条及び第134条において準用する場合を含む。)、第142条、第163条(第180条の3及び第187条において準用する場合を含む。)、第177条、第200条、第212条、第231条、第244条及び第256条(第264条及び第275条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第31条の2(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条(第180条において準用する場合を含む。)、第180条の3、第187条、第203条(第215条において準用する場合を含む。)、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新居宅サービス等基準条例第31条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条第3項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条及び第275条において準用する場合を含む。)、第110条第2項(第114条、第134条、第167条(第180条において準用する場合を含む。))

む。)、第180条の3、第187条、第236条及び第247条において準用する場合を含む。)、第143条第2項(第203条(第215条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第259条第6項(第264条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第56条の2第3項(第62条において準用する場合を含む。)、第107条第3項(第114条、第134条、第145条、第167条、第180条の3、第187条及び第203条において準用する場合を含む。)、第178条第4項、第213条第4項及び第232条第4項(第247条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 当分の間、新居宅サービス等基準条例第170条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新居宅サービス等基準条例第147条第1項第3号及び第178条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第170条第6項第1号ア(ウ)(後段の規定によるものに限る。)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。